

国との意見交換、市町への意見照会、県民意見提出（パブリックコメント）の結果について

県民意見提出（パブリックコメント）、国との意見交換及び市町への意見照会 結果

項目	パブリックコメント	国との意見交換	市町への意見照会
計画全般	1件	—	1件
第1章 基本方針	8件	—	10件
第2章 規模の目標	1件	1件	—
第3章 措置の概要	7件	1件	9件
その他	—	4件	10件
合計	17件	6件	30件

県民意見提出（パブリックコメント）の結果

1 意見募集の概要

- (1) 募集期間 平成28年12月20日（火）から平成29年1月9日（月）まで
 (2) 募集方法 県ホームページへの掲載及び県民サービスセンター等への配架

2 意見提出状況

9人の方から17件の御意見をいただいた。

項目	件数
計画全般	1件
基本方針	8件
規模の目標	1件
措置の概要	7件

3 提出された意見に対する考え方

No	区分	意見要旨	意見に対する考え方
1	計画全般	・計画案は、グラフや写真があつて非常に分かりやすいが、もう少し風景などの写真があれば、計画内容についてイメージが沸き、よりよい計画になると思う。	御意見を踏まえ、分かりやすい計画内容になるように写真等を追加します。
2	基本方針	・県民の地震・津波に対する不安により、雇用の場を減少し、人口減少に拍車を掛けることにつながる。地震・津波対策と併せて、土地利用に関して企業誘致に力を入れていくべきと考える。	人命を守ることを最も重視し、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、防災・減災対策に取り組むとともに、将来に向けて持続的成長を確保していくため、地域資源を活用した新たな産業の創出・集積や、成長産業分野の研究開発部門・工場等の企業立地に必要な用地の確保を図っていく旨を計画に明示しました。 P 8 : 「第1章1(2)ア 日本一の「安全・安心」を実現する県土利用」 P 20 : 「第1章3(6)イ 工業用地」
3	基本方針	・人口減少社会を迎えるなかで、都市の周辺に暮らす住民の生活を守りながら集約型のまちづくりを進めるといった視点が重要と考える。	地域の状況等を踏まえつつ、生活サービス機能を都市の中心部や生活拠点等に集約し、その周辺部や公共交通の沿線に居住を誘導するとともに、これらのエリアを、公共交通網等のネットワークで結ぶ、「コンパクト」と「ネットワーク」によって都市機能を支える圏域人口を維持していく旨を計画に明示しました。 P 9 : 「第1章1(2)イ 将来に向け持続的成長を確保する県土利用」
4	基本方針	・新東名高速道路ができたことは、静岡県にとってはプラスのことだと考える。人口を増やし成長する静岡をつくるために新東名を有効に活用するべき。	新東名高速道路等の高規格幹線道路のインターチェンジ等の周辺地域を新たにコンパクトな拠点として、地域の個性をより際立たせるための地域資源を活用した新たな産業の創出・集積や、自然と生活が調和したゆとりあるライフスタイルが実現できる暮らし空間の整備等を促進していく旨を計画に明示しました。 P 9 : 「第1章1(2)イ 将来に向け持続的成長を確保する県土利用」

No	区分	意見要旨	意見に対する考え方
5	基本方針	<p>・ICTを活用して県土を利用していくといった観点が国の計画には見られない独自性のある内容でよいと思う。是非、ICT等の技術革新に対応した県土利用の促進を図ってほしい。</p>	<p>ICT等の技術革新は、経済活動のみならず県民生活、生活基盤をも変容させることから、ロボット技術の開発による農業の現場等への普及や災害現場での活用、テレワーク・遠隔教育等の実現、エネルギー利用のスマート化など、ICT等の技術革新に対応した県土利用の促進を図っていく旨を計画に明示しました。</p> <p>P10:「第1章1(2)イ 将来に向け持続的成長を確保する県土利用」</p>
6	基本方針	<p>・斜面の茶畑などは荒らしたままにしておくことなく、何らかの対策を講じることはできないか。美しい景観、美しい郷土の保全をお願いしたい。</p>	<p>「郷土の景観は土地の人々の心の表れ」との認識のもと、行政と県民が一体となって、美しい田園風景や茶園風景、歴史、文化に根ざした個性ある農山漁村集落やまちなみ、魅力ある都市空間や水辺空間など、誰もが憧れ、そこを訪ねたい、そこで暮らしたいと思う美しさと品格を備えた景観の保全、創出に取り組んでいく旨を計画に明示しました。</p> <p>P10:「第1章1(2)ウ 憧れを呼ぶ美しさと品格を備えた県土利用」</p>
7	基本方針	<p>・静岡県はたくさんの世界クラスの資源があり、自慢できる県だと思う。これからも誰もが憧れ、そこを訪ねたい、そこで暮らしたいと思うような美しさと品格を備えた県土管理をお願いしたい。</p>	<p>また、生産者等による管理が困難な土地については、従前の自然環境の再生など、新たな用途を見出すことで県土の荒廃を防止し、地域にとってプラスに働くような最適な県土利用の選択を図っていく旨を計画に明示しました。</p> <p>P12:「第1章1(3)ア 人口減少社会における新しい県土管理の方策」</p>

No	区分	意見要旨	意見に対する考え方
8	基本方針	<p>・訪日観光客数が最大を記録する昨今において、国土利用計画においても「インバウンド対策」として、積極的に訪日観光客を呼び込むような県土利用を盛り込まれたらいいか。</p>	<p>国内外からの人々から憧れを呼び人々を惹きつける地域づくりに取り組む視点を基本方針に追記しました。</p> <p>『行政と県民が一体となって、<u>国内外の人々の憧れを呼び、そこを訪ねたい、そこで暮らしたいと思う美しさと品格を備えた田園風景や茶園風景等の景観の保全・創出、豊かな自然環境や歴史・文化、個性ある農山漁村集落、美しいまちなみや都市空間の形成など、魅力ある地域づくりに取り組む。</u>』</p> <p>P10：「第1章1（2）ウ 憧れを呼ぶ美しさと品格を備えた県土利用」</p>
9	基本方針	<p>・工業用地の増減率は、国に対して、県のほうが高い数値となっている。工業用地の規模の拡大の根拠は「内陸フロンティア」によるものと読み込むことはできるが、基本方向にもこの趣旨を記載したほうがよいのではないか。</p>	<p>「内陸のフロンティア」を拓く取組による工業用地の規模の拡大を図っていく旨を計画に追記しました。</p> <p>『<u>「内陸のフロンティア」を拓く取組等により</u>地域資源を活用した新たな産業の創出・集積や、医療・健康産業等の成長産業分野の研究開発部門・工場等の企業立地<u>を促進するため</u>に必要な用地の確保を図る。』</p> <p>P20：「第1章3（6）イ 工業用地」</p>

No	区分	意見要旨	意見に対する考え方
10	規模の目標	<p>・空き家の有効利用、既存住宅ストックの有効活用を図るといった視点からの土地利用だけではなく、新規住宅地の供給を抑制する観点からの都市計画による誘導・規制にもバランスよく取り組む必要があると考える。</p>	<p>新規住宅地については、住宅地の拡散を図るという観点ではなく、多様なライフスタイル等の実現に向け、自然と調和するゆとりある住まいづくりなどに必要な用地の確保を図ることとしておりますが、低・未利用地や空き家等の有効利用を図り、住宅地面積を抑制する観点を反映し、利用区分ごとの規模の目標では、住宅地面積を増加させておりません。</p> <p>P23：「第2章1 表1 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標」</p> <p>また、都市の集約化に向けて、地域の実施を考慮した居住や都市機能の適切な配置、誘導を促進し、コンパクトなまちづくりを進める旨を計画に明示しました。</p> <p>P32：「第3章2（1）イ 将来に向け持続的成長を確保する県土利用」</p>
11	措置の概要	<p>・大規模災害の復旧活動を迅速に行うには、土地の権利関係を明確にした地籍調査が非常に重要であり、東日本大震災後の復旧・復興の際に、その重要性や必要性が再認識された。是非、地籍調査の計画的な実施をお願いしたい。</p>	<p>事前防災や被災後の復旧・復興の迅速化や土地取引、民間開発・県土基盤整備の円滑化等に貢献するきわめて重要な取組であるため、地籍調査の計画的な実施を進めていく旨を計画に明示しました。</p> <p>また、未着手市町等の多い賀茂地域の取組を促進する旨を計画に追記しました。</p>
12	措置の概要	<p>・地籍調査の実施によって土地境界を明確化しておくことは、被災後の復旧・復興の迅速化のためには極めて重要である。県としても、市町村の事業を後押しする立場から市町村に対して迅速な取組を促す姿勢を打ち出すことができればよいと考える。</p>	<p>『特に、<u>未着手市町の多い賀茂地域の地籍調査の促進に向けて、県と賀茂6市町による共同実施を進めるとともに、津波浸水域内における官民境界調査等の促進により、被災時における迅速な復旧対策を図る。</u>』</p> <p>P27：「第3章1（4）県土に関する調査の推進」</p>

No	区分	意見要旨	意見に対する考え方
13	措置の概要	<p>・本格的な人口減少社会を迎えた今、県土の適切な利用・管理のあり方を構築する必要がある。防災・減災、自然共生、県土管理などの効果を複合的にもたらすためには、「内陸のフロンティア」を拓く取組のような施策を積極的に進めることが重要である。</p>	<p>沿岸・都市部の再生と内陸・高台部の革新、双方を効果的に結ぶ主要な地域連携軸の形成を三位一体で展開する「内陸のフロンティア」を拓く取組により、県内全域の均衡のとれた経済社会の発展を推進していく旨を計画に明示しました。</p> <p>P28：「第3章1（5）計画の複合的かつ効果的な推進」</p>
14	措置の概要	<p>・私の住む地区では、リバーフレンドシップという制度を利用して、川の清掃や除草などに取り組んでいるが、こうした取組を広げて県民の参加により森林などの保全に取り組んでいくことが重要と考える。</p>	<p>県土の適切な管理に向けて、所有者等による適切な管理、国や県、市町による公的な役割に加え、地域住民、企業、NPO、他地域の住民など多様な主体が、農地、森林、河川等の保全活動に参加するなど、様々な方法により県土の適切な管理に参画する「県土の国民的経営」の取組を推進していく旨を計画に明示しました。</p> <p>P29：「第3章1（6）県土の国民的経営の推進」</p>
15	措置の概要	<p>・基本方針の中に「バックアップの推進や、交通インフラ等の多重性・代替性の確保」の記載があるが、必要な措置の中にも、具体的な「諸機能等のバックアップ」や「交通インフラ等の多重性・代替性」に関する記載があった方が良いのではないかと考える。</p>	<p>「諸機能等のバックアップ」については、ライフライン等の安全性を高めるための上下水道施設の整備や耐震化等の機能拡充、太陽光発電や小水力発電をはじめとする再生可能エネルギー等の導入の促進による小規模分散型のエネルギー体系の構築などに取り組む旨を計画に明示しました。</p> <p>また、「交通インフラ等の多重性・代替性」については、基幹的交通インフラの未整備区間等の整備の促進、緊急輸送路等の整備・耐震対策及びその周辺対策の推進、富士山静岡空港と直結する新幹線新駅の実現などを進めていく旨を計画に明示しました。</p> <p>P30：「第3章2（1）ア 日本一の「安全・安心」を実現する県土利用」</p>

No	区分	意見要旨	意見に対する考え方
16	措置の概要	<p>・人口減少が進めば、今後荒廃した空き家がさらに増加していくことが懸念される。深刻化する空き家対策を念頭に入れた土地利用計画の視点が重要と考える。</p>	<p>利活用可能な空き家については、空き家バンク等による所有者と入居希望者とのマッチングや、空き家を含む既存住宅の市場整備を推進していく旨を計画に明示しました。</p> <p>P31：「第3章2（1）イ 将来に向け持続的成長を確保する県土利用」</p>
17	措置の概要	<p>・大井川焼津藤枝スマートインターチェンジが設置された。農地を守ることも重要であるが、新たな企業誘致に適地であるため、地域の開発について積極的に取り組むことも必要と考える。</p>	<p>高規格幹線道路のIC周辺等においては、農業的土地利用との調整に配慮しつつ、更なる食品関連産業や物流、成長産業分野等の企業立地を促進していく旨を計画に明示しました。</p> <p>P36：「第3章2（2）エ 志太榛原・中東遠地域」</p>

国との意見交換の結果

No	区分	国の意見要旨	県の回答
1	規模の目標	「企業立地に必要な用地の確保を図る」とある一方で「工場跡地等の低・未利用地の有効活用を図る」と両方の方針がある中で工業用地の目標面積が増加である理由を教えてください。	工場移転等により工場跡地が発生しているが、企業立地動向は件数、面積ともに全国上位で、工業用地は横ばい傾向で推移。今後も企業立地を推進していくことから、工場跡地等の低・未利用地の有効活用を図りつつ企業立地に必要な用地の確保を図る。 一方で、「内陸のフロンティア」を拓く取組により、多様なライフスタイルを選択できる豊かさの実現に向け、新たなネットワークの結節点である I C 等の周辺に新しい産業の創出・集積を促進することとしている。 このため、「内陸のフロンティア」を拓く取組等の計画面積分を工業用地の増加目標としている。
2	措置の概要	河川堤防における対策でなく、海岸堤防における対策であることを明瞭に記載した方が良い。 「液状化対策などの施設の耐震化や粘り強い海岸堤防の整備構造への改良などの質的強化を実施する」	意見を踏まえ、左記のとおり修正 P30：「第3章2（1）ア 日本一の「安全・安心」を実現する県土利用」
3	その他	地学的な意味では「エネルギーの解放」と表記するのが一般的と考えられる。 自然エネルギーの開放解放による自然災害の発生を防ぐことはできないが、	意見を踏まえ、左記のとおり修正 P8：「第1章1（2）ア 日本一の「安全・安心」を実現する県土利用」
4 ～ 6	その他	語句及び表記の修正（3件）	

市町への意見照会の結果

No	区分	市町の意見要旨	県の回答
1	計画全般	「ICT」、「CLT」、「CNF」、「CCRC」、「日本型直接支払制度」などの語句が出てくるが、一般市民が読んでもわかるように難しい語句については、当該頁の下欄外に注釈を付すか、巻末に用語解説を設けるべきかと考える。	巻末に用語解説を設けることとする
2	基本方針	「想定外は許されない」は何に基づく物なのか。 南海トラフ巨大地震は、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大地震であり、その発生頻度は極めて低いものであるが、東日本大震災から得られた「 想定外は許されない 」という教訓を踏まえ、	本県では、東日本大震災から得られた「想定外は許されない」という教訓を踏まえ、この南海トラフ巨大地震への備えや、事前復興の考え方に基づき、防災・減災と地域成長を両立させた「内陸のフロンティア」を拓く取組や「地震・津波対策アクションプログラム2013」などに東日本大震災直後から取り組み、さらなる地域の強靱化に努めているため、原文のとおりとする。 (出典：静岡県国土強靱化地域計画から抜粋) P2：「第1章1（1）ア 安全・安心な県土の構築」
3	基本方針	具体的な脆弱性の内容を記載してほしい。	本県は震源域に近く、津波の到達が早い低平地に人口・資産が集中しているため、地震・津波に対して脆弱性がある旨を計画に追記しました。 『日本一の防災先進県としての取組をより一層推進し、 <u>震源域に近く、津波の到達が早い低平地に人口・資産が集中するなど</u> 県土利用における地震・津波に対する脆弱性への懸念を払拭することが何より重要である。』 P2：「第1章1（1）ア 安全・安心な県土の構築」

No	区分	市町の意見要旨	県の回答
4, 5	基本方針	<p>世界かんがい施設遺産についても記載できないか。 (「はじめに」及び「第1章1(1)ウ」)</p> <p>世界遺産登録が決定した富士山をはじめ、<u>世界かんがい施設遺産「深良用水」、「源兵衛川」</u>や、伊豆半島ジオパーク、<u>南アルプスユネスコエコパーク</u>、駿河湾、浜名湖</p>	<p>意見を踏まえ、左記のとおり追記</p> <p>P6:「第1章1(1)ウ 美しさと品格を備えた景観と豊かな自然環境の保全・創出」</p>
6	基本方針	<p>「自然エネルギーの開放による」を削除 何に基づく物なのか</p> <p>自然エネルギーの開放による自然災害の発生を防ぐことはできないが、被害の減少を図ることは可能である。</p>	<p>意見を踏まえ、以下のとおり追記</p> <p>なお、国との意見交換により「開放」から「解放」に修正</p> <p>『<u>大地震や噴火、豪雨など</u>自然エネルギーの解放による自然災害の発生を防ぐことはできないが、被害の減少を図ることは可能である。』</p> <p>P8:「第1章1(2)ア 日本一の「安全・安心」を実現する県土利用」</p>
7	基本方針	<p>県民に分かりやすく。</p> <p>農地については、<u>世界の食料需要の増加</u>や、今後予定される環太平洋連携協定(TPP)の締結等に備え、<u>国内の食料自給率の維持・向上</u>と豊かな県土から生産される農芸品とも称される質の高い農産物の競争力をさらに高めていくため、</p>	<p>意見を踏まえ、量的視点を以下のとおり追記</p> <p>なお、環太平洋連携協定(TPP)の締結等については、動向が不明瞭であることから削除する。</p> <p>『農地については、<u>国内の食料自給率の維持・向上</u>と豊かな県土から生産される農芸品とも称される質の高い農産物の競争力をさらに高めていくため、』</p> <p>P9:「第1章1(2)イ 将来に向け持続的成長を確保する県土利用」</p>

No	区分	市町の意見要旨	県の回答
8	基本方針	<p>防災・減災対策は、特別でないため。</p> <p>交通ネットワークの充実やICT化の発達などにより社会経済活動が広域化している現状を踏まえ、隣接県をはじめ陸・海・空の交通ネットワークでつながる地域との連携・交流を進める。</p> <p>特に、中部横断自動車道等の開通を見据えた日本海に至る地域との連携をはじめ、世界遺産富士山の後世への継承や南アルプスユネスコエコパークの保全と利活用、防災・減災対策、<u>原子力災害時の広域避難の連携</u>、生態系の保全と鳥獣被害対策、国際観光地の形成に向けた取組など、</p>	<p>防災・減災対策を効果的に進めるためには、県内市町はもとより、隣接県や関係地域・団体等と十分に情報を共有し、連携していくことが特に重要であると考えため、原文のとおりとする。</p> <p>P13：「第1章1（3）ア 人口減少社会における新しい県土管理の方策」</p>
9	基本方針	<p>GIS や ICT をすることと、防災・減災対策の着実な推進の繋がりが不明確である。</p>	<p>意見を踏まえ、具体的な内容を以下のとおり追記</p> <p>『<u>災害情報伝達機能の強化</u>や、社会資本の整備・維持管理における効率化とコスト縮減、住民参加型の県土管理を進めるための情報の共有化など、県土に関する様々な地理空間情報をICT等により総合的に活用していく。』</p> <p>P13：「第1章1（3）ア 人口減少社会における新しい県土管理の方策」</p>

No	区分	市町の意見要旨	県の回答
10	基本方針	<p>都市において、「コンパクトシティ」の形成を記載するのであれば、農山漁村についても「小さな拠点」の形成を記載すべき。</p> <p>急激な人口減少により生活サービス機能等の維持が困難になると見込まれる中山間地域等の集落地域においては、<u>小学校区など複数の集落が集まる地域において「小さな拠点」を形成した上で、集落間の移動手段を確保することなどにより、複数集落をネットワーク化し、</u></p>	<p>市町等で「小さな拠点」の取組が行われているため、以下のとおり追記</p> <p>『急激な人口減少により生活サービス機能等の維持が困難になると見込まれる中山間地域等の集落地域においては、<u>小学校区など複数の集落が集まる地域において「小さな拠点」を形成するとともに、集落間の移動手段の確保等により、集落機能を相互に補完しあう「集落ネットワーク」の形成を進める。</u>』</p> <p>P15：「第1章2（2）農山漁村」</p>
11	基本方針	<p>伊豆半島の観光振興に当たっては、森林等の斜面緑地保全も重要な要素となるため。</p> <p>・・・良好な生活環境・<u>自然景観</u>を確保する緑地・・・</p>	<p>意見を踏まえ、左記のとおり追記</p> <p>P17：「第1章3（2）森林」</p>
12	措置の概要	<p>「人口減少社会における土地需要の減少…」となっているが、実際需要が減少しているものなのか。人口減少から予測されるものなのか。</p>	<p>現在、我が国は既に人口減少社会を迎えており、今後、急激な人口減少が予想されている。全体として土地需要は減少傾向にあり、今後、国土の利用は様々な形で縮小していくことが想定される。</p> <p>P27：「第3章1（3）土地利用転換の適正化」</p>
13	措置の概要	<p>避難地の記載について、不明確であるため</p> <p>都市における安全性を高めるため、市街地等において、被災時の<u>避難地緊急避難場所</u>や避難路となる公園・緑地</p>	<p>災害対策基本法の改正を踏まえ、左記のとおり修正</p> <p>P31：「第3章2（1）ア 日本一の「安全・安心」を実現する県土利用」</p>

No	区分	市町の意見要旨	県の回答
14	措置の概要	<p>伊豆半島については、他地域に比べて道路等の生活基盤が脆弱であり行財政運営上厳しい状況にも直面しており、地域振興、大規模災害に備えた基盤整備、観光交流機能の向上等が必要であるため。</p> <p>(追加)</p> <p>伊豆中南部地域半島振興計画の対象地域においては、地理的不利な条件を踏まえつつ、交通、防災、通信等の基盤整備や観光交流機能の向上を図る。</p>	<p>中南部地域の半島振興計画内の交通、防災、通信等の基盤整備や観光交流機能の向上については、地域別の措置 ア 伊豆半島地域の箇所に包括的に記載済であるため、原文のとおりとする。</p> <p>P35 : 「第3章2(2)ア 伊豆半島地域」</p>
15	措置の概要	<p>本計画の策定時点において、施設名称が正式に決定していない場合は(仮称)を付すべき</p> <p>「富士山世界遺産センター」<u>(仮称)</u></p>	<p>現時点においては正式に決定していないため、左記のとおり追記</p> <p>P35 : 「第3章2(2)イ 東部地域」</p>
16	措置の概要	<p>内浦重須地区で県の農道整備事業を活用した個別移転事業が行われているが、重須地区での限定的な事業である。</p> <p>また、沼津市内浦・西浦地域の樹園地等の農地整備事業を進めるとともに、事前復興の観点から、集落の高台移転に向けた取組を推進する。</p>	<p>農地所有者、高台移転希望・検討者、自治会等で組織する高台整備組織も設立され、農地整備事業と併せて「住宅用地整備計画」を策定し、重須地区の高台整備をモデル的に推進するため原文のとおりとする。</p> <p>P36 : 「第3章2(2)イ 東部地域」</p>

No	区分	市町の意見要旨	県の回答
17	措置の概要	県道仙石原新田線の全線改良が推進されるよう追記ができないか。	<p>県道仙石原新田線の推進については、地域別の措置 イ 東部地域の県境を越えた広域的な連携の推進に向けた静岡・山梨・神奈川の三県知事サミット等による富士箱根伊豆地域の広域課題への対応に含まれることから、原文のとおりとする。</p> <p>P36：「第3章2（2）イ 東部地域」</p>
18	措置の概要	<p>当市東名高速 I C 周辺において土地利用を進めており、本計画に沿ったものであることを明確にするため。</p> <p>…、更なる食品関連産業や物流、成長産業、地域資源を活かした新産業分野等の企業立地を促進する。</p>	<p>新産業分野については、食品関連産業や物流、成長産業分野に包括されることから、原文のとおりとする。</p> <p>P36：「第3章2（2）エ 志太榛原・中東遠地域」</p>
19	措置の概要	<p>内水対策だけではないため</p> <p>馬込川では、津波対策を含めて治水安全度の向上を図るため、浜松市の進める内水対策浜松市と連携し、流域全体で総合的な治水対策に取り組んでいく。</p>	<p>意見を踏まえ、左記のとおり修正</p> <p>P37：「第3章2（2）オ 西部地域」</p>
20	措置の概要	<p>県民により分かりやすくするため、沿岸域の取組を追記</p> <p>沿岸域では、「静岡モデル」による防潮堤の整備を進めるとともに、防災機能の強化を図り篠原地区では、公園やスポーツ施設の整備を進める。また遠州灘海岸から浜名湖にかけて自然環境を活用した観光やビーチスポーツ等の振興を図ることにより、交流人口の拡大を図る。</p>	<p>意見を踏まえ、以下のとおり追記</p> <p>『沿岸域では、「静岡モデル」による防潮堤の整備を進めるとともに、遠州灘海岸から浜名湖にかけて自然環境を活用した観光やスポーツ等の振興により、交流人口の拡大を図る。』</p> <p>P37：「第3章2（2）オ 西部地域」</p>

No	区分	市町の意見要旨	県の回答
21	その他	「環太平洋連携協定（T P P）の締結等…」となっているが、「環太平洋連携協定（T P P）の発効…」ではないか。	環太平洋連携協定（T P P）の締結等については、動向が不明瞭であることから削除する。 P 9 : 「第 1 章 1 （ 2 ） イ 将来に向け持続的成長を確保する県土利用」
22	その他	「農林業の生産性向上並びに農地及び…」は、「農林業の生産性向上及び農地並びに…」ではないか。	「及び」と「並びに」は、並列的に結び付ける接続詞であり、小さな区分には「及び」を、大きな区分には「並びに」を使用しているため、原文のとおりとする。 P19 : 「第 1 章 3 （ 5 ） 道路」
23 ～ 30	その他	語句及び表記の修正（8件）	